

セーフティネット保証 7 号 認定を申請される方へ

次の から の全てに該当する方が対象です。

直近の「全ての金融機関」からの借入金残高の総合計額が前年同期に比べて減少していること。

経済産業大臣の「指定金融機関」からの直近、又は前年同期の借入金残高が、「全ての金融機関」からの借入金残高の総合計額に対して 10%以上の割合を占めていること。

直近の「指定金融機関」からの借入金残高が前年同期に比べて 10%以上減少していること。

「全ての金融機関」とは、下記の金融機関のことをいいます。

銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫、商工中金、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、保険会社、信託会社、日本政策金融公庫

「指定金融機関」とは、経済産業大臣が指定する金融機関をいいます。(中小企業庁のホームページから確認できます)

必腰書類等

- 法人の場合、3ヶ月以内の「登記簿謄本」の原本(履歴事項または現在事項全部証明書)
- 個人事業者の場合、「確定申告書の控」の写し
- 法人の場合、決算書のうち直近 1 期分の「決算報告書」の写し及び勘定科目内訳のうち「借入金及び支払利子の内訳書」の写し
- 現在、又は前年同期に借入金残高のある全ての金融機関からの、直近(申請日の 1 か月以内)及び前年同期(直近の 1 年前の同日の借入金にかかる「残高証明書」の原本(全ての金融機関からの「残高証明書」は同一基準日で揃えてください)
- 直近または前年のいずれか一方でも借入残高がある場合は、直近と前年の両方の残高証明書が必要です。(直近または前年に借入残高がなくても、借入金及び支払利子の内訳書に記載されている金融機関についても残高証明書が必要です。)
- 許認可等を必要とする業種の場合は、「許認可証」等の写し
- 必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

7号申請確認表

1.依存度・減少率確認

指定金融機関	直近借入残高(円)	前年同期借入残高(円)
計1	A	B
指定以外金融機関	直近借入残高(円)	前年同期借入残高(円)
計2	C	D
合計3	E (A +C)	F (B +D)

指定金融機関依存度	$A/E * 100$ or $B/F * 100$	%	10 %
指定金融機関減少率	$(B - A) / B * 100$	%	10 %
金融機関減少率	$(F - E) / F * 100$	%	> 0 %

2. 申請書・添付書類確認

	個人	法人
指定金融機関		
本店所在	市内	市内
減少率	上記表	上記表
申請書		
登記事項証明(写)		
確定申告書(写)		
決算書(写)		
残高証明		
許認可証(写)		
委任状		

第三者に委任する場合は、委任状が必要です。